

米国金融機関をめぐる環境変化について

〔要　　旨〕

1. 米国の商業銀行・貯蓄金融機関をとりまく環境は極めて厳しい。第1に、家計・企業は70年代初以降のインフレ高進下で、高利回りかつ流動性の高い金融資産への選好を強めてきた。第2に、このような金利選好の強まりに即応して、最近では、預本金利規制や支払準備を課せられていない証券会社が短期金融資産投資信託(MMMF)等新種金融資産を広範な顧客に提供するに至った。第3に、金融環境の変化を踏まえ、80年3月には預本金利規制の段階的撤廃をはじめ広範な規制緩和を盛込んだ金融制度改革法が成立をみている。

こうした変化は金融界における競争条件を大きく変化させるとともに、インフレ高進と相まって金融機関の資金調達コストを上昇させた。

2. インフレ高進と資金調達コストの上昇は、特に資産運用面で長期住宅ローンに特化してきた貯蓄金融機関の収益を著しく悪化させた。また、商業銀行についても市場性資金調達のウエイトが大きい大規模行の利鞘縮小を招いたほか、中小規模行も含め銀行間の経営格差を一段と拡大させた。

3. 商業銀行・貯蓄金融機関の対応をみると、第1に、資金調達コストの上昇に対処するため、運用利回りへの転嫁、コストを反映した手数料徴収、コンピュータ活用等による人件費、物件費引下げに努めるとともに、資産、負債両面における金利変動リスクや期間構成の管理をより厳格にする方向にある。第2に、MMMFなどの急速な伸びに対しては、対抗商品の開発に真剣に取組むなど種々のかたちで対応策を進めている。第3に、今後に予想される州際業務規制緩和を見越して、州を越えての拠点作りや合併・提携等による経営規模拡大の動きも見られる。

4. この間、議会、監督当局としては、現在、諸規制の撤廃がインフレ高進下で進められているため、一部金融機関に厳しい経営面の問題を生じていることは認めつつも、基本的には、米国経済効率化の見地から、競争条件整備の方向をより明確に打出してきているようにうかがわれる。また、金融政策運営面においても、新種金融資産の急増によりマネーサプライの動きにつき正確な把握が困難となるなど、部分的に調節上の問題を生じていることは否めないが、当局としては、基本的な方向として、預本金利規制等競争制限的な制度を撤廃し金利機能を発揮させた方が、結局は金融政策の有効性を高め国民経済の安定に役立つとの考え方立ってこうした動きに対処しているように見受けられる。

〔目 次〕

はじめに

1. 米国の商業銀行・貯蓄金融機関をめぐる環境変化
 - (1) インフレ高進と家計・法人企業部門の金融行動の変化
 - (2) 金融イノベーションの進展と新規参入の動き
 - (3) 80年金融制度改革法の成立
2. 環境変化の金融機関経営への影響
 - (1) 貯蓄金融機関の収益悪化

はじめに

米国の金融界は目下激しい変動の下にある。昨年3月、1930年代以来最も画期的といわれる「金融制度改革法」が成立し、段階的に預金金利規制が撤廃されることとなった。同法はまた、商業銀行・貯蓄金融機関相互間の垣根の縮小、預金を取扱う全ての金融機関に対する支払準備の賦課など、金融制度、金融政策運営面で大幅な改革を盛込んだものである。同法は、以前の同様の改革提案がいずれも結実をみなかつたのに対し、比較的

- (2) 拡大する商業銀行間の経営格差
3. 商業銀行・貯蓄金融機関の対応策と監督機関の姿勢
 - (1) 資金調達コスト上昇への対応
 - (2) 新種金融資産開発の努力
 - (3) 経営規模拡大によるスケール・メリットの追求
 - (4) 貯蓄金融機関の救済策をめぐる動き

おわりに

短期間に成立をみているが、これは米国の金融機関をめぐる環境がこのところ急速に変化し、従来までの規制のあり方が実情にそぐわなくなったことや、規制そのものが商業銀行・貯蓄金融機関の活動に大きな制約となってきたことが改革への機運を盛上げたためとみられる。

金融制度改革法成立の影響を始め、1980年代の米国金融界をめぐる情勢は極めて厳しい。以下では、これまでの米国の商業銀行・貯蓄金融機関をめぐる環境変化を素描するとともに、こうした環境変化が商業銀行・貯蓄金融機関の経営に与えてき

(注1) 米国の商業銀行・貯蓄金融機関は証券、保険等と区分するため、預金取扱金融機関と総称されている。米国の金融制度は、わが国の銀行制度に比べ多くの点で二元的性格を有しており、かなり複雑なものとなっている。その特徴点をみると次のとおり。

(1) 二重銀行制度(Dual Banking System)

米国の商業銀行は、連邦法である「国法銀行法」に基づく国法銀行(National Bank)と各州の銀行法に基づく州法銀行(State Bank)の2つに分けられる。また銀行に対する規制・監督も、国法銀行については通貨監督官(Comptroller of the Currency)、連邦準備制度理事会(FRB)、連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation、略称 FDIC)であるが、州法銀行については原則として州の銀行局(State Banking Department)の、連邦預金保険に加入すれば FDIC の、連邦準備制度に加盟すれば FRB、FDIC の監督をも受けるといった複雑なものとなっている。

また貯蓄金融機関についても商業銀行と同様、連邦免許または州免許による設立が認められている。なお貯蓄金融機関は貯蓄貸付組合(savings and loan associations)、相互貯蓄銀行(mutual savings banks)、信用組合(credit unions)からなっている。貯蓄貸付組合は当初から組合員に対し不動産抵当貸付を行うことを目的に設立された。相互貯蓄銀行はニュー・イングランド等米国東部を中心に、資力のない人々に対し貯蓄のための安全な場所を提供する目的で設立されたものであるが、資金の最大の運用先は貯蓄貸付組合同様不動産抵当貸付である。また信用組合は、職場ないし地域で結ばれた組合員の貯蓄を受け入れ、組合員に対し個人貸付を行う零細規模の金融機関である。

貯蓄金融機関の規制・監督については、連邦免許の貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行は連邦住宅貸付銀行(Federal Home Loan Bank、略称 FHLB)、連邦貯蓄貸付保険公社(Federal Savings and Loan Insurance Corporation、略称 FSLIC)によって、連邦免許の信用組合は全国信用組合機構(National Credit Union Administration、略称 NCUA)、全国信用組合出資保険基金(National Credit Union Share Insurance Fund、略称 NCUSIF)によって行われている。

た影響、およびこれに対する金融機関の対応策と監督機関の姿勢につきとりまとめることとした。

1. 米国の商業銀行・貯蓄金融機関をめぐる環境変化

米国の商業銀行・貯蓄金融機関^(注1)をめぐる環境は過去十数年に激しく変化したが、その内容としては、①インフレ高進を背景とする家計および法人企業部門の金融行動の変化、②証券業等による銀行業務への参入や、新種預金、通信・情報処理手段の発達などのいわゆる金融上の技術革新の進展と、③これらを踏まえた金融関連規制面の緩和の進行が挙げられる。以下、上記3点について便宜上分離して述べることとするが、これらは当然ながら相互に関連し、各々の因果関係が複雑にからみ合いほぼ同時併行的に進捗したものとみることができよう。

(1) インフレ高進と家計・法人企業部門の金融行動の変化

米国金融機関をめぐる環境変化のうち最大のものとしては、米国における物価の大幅かつ持続的な上昇があげられよう。米国の物価動向を消費者物価についてみると、1960年代前半は年2%を下回る上昇にとどまっていたが、ベトナム戦争および社会保障関連の財政支出拡大を契機に、60年代後半以降上昇率を高め、70年代に入ると、73~74年および79~80年と2度にわたるオイル・ショックを経て一段とその上昇テンポを加速した(70~74年平均上昇率+6.1%、75~79年同+8.0%、80年同+13.5%<第1図>)。

こうした高率インフレの定着は、経済各主体のインフレ期待の高まりを通して、当然、市場金利に趨勢的な上昇圧力をもたらした。代表的な短期金利である3か月もの財務省証券(TB)金利は、

最近における米国の商業銀行・貯蓄金融機関数は次のとおり。

商 業 銀 行 (1980年末)	14,870	うち 国法銀行	4,425
		州法銀行	10,445
		うち 連邦預金保険公社加入	14,435
		うち 連邦準備制度加盟	5,422
貯蓄貸付組合 (1979年末)	4,709	うち 連邦貯蓄貸付保険公社加入	4,039
		うち 連邦住宅貸付銀行制度加盟	4,139
相互貯蓄銀行 (1980年末)	460	うち 連邦預金保険公社加入	323
		うち 連邦住宅貸付銀行制度加盟	142
信 用 組 合 (1979年末)	22,069	うち 連邦免許	12,769
		州免許	9,300
合 計	約4万2千行		

(2) 単一銀行制度(Unit Banking System)

米国では地方分権主義の建前から伝統的に銀行の支店設置については抑制的で、支店設置を全面的に禁止しているいわゆるユニット・バンキング州がいまだに12州(イリノイ、テキサス州等)存在する。こうした歴史的背景を映し、今でも本店1店舗だけで営業を行う単一銀行が過半を占めている(8,012行と全銀行数の53.9%<1980年末>を占める。また1行当りの支店数は平均2.6か店)。なお、州を越えて店舗を設置することは1927年のマクファデン法(MacFadden Act)により禁止されているが、本措置は1956年の銀行持株会社法(ダグラス修正条項)によってさらに強化された。

(3) 銀行業界の二重構造の存在

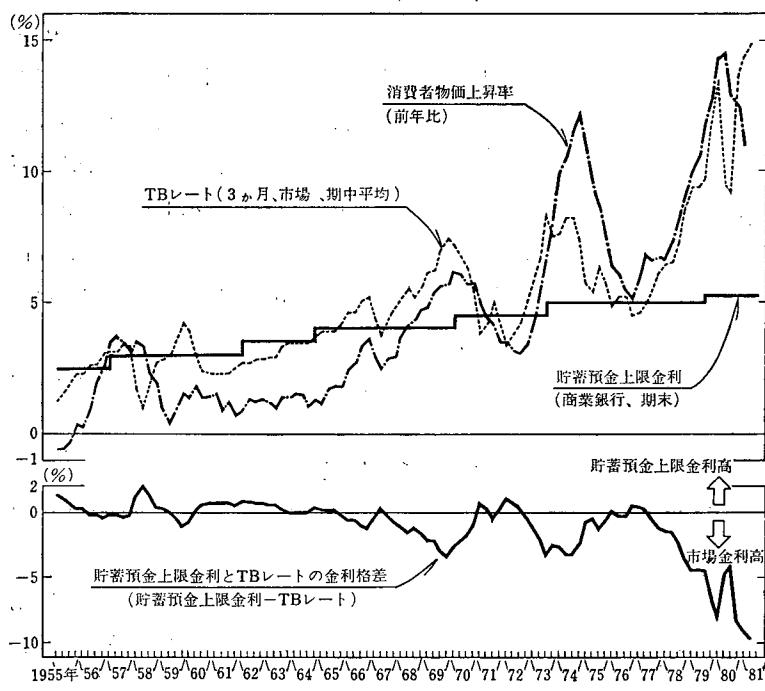
1980年末の商業銀行の銀行数、預金残高を1行当り預金規模によって分類してみると、預金の約6割が上位のわずか194行(全銀行数の1.3%)によって占められており残り約4割が14,510行で保有されるという大銀行と中小銀行の極端な二重構造が存在している。

1行当り資産規模	銀行数(シェア) <行>%	預金残高(シェア) <億ドル>%
1億ドル未満	12,998(88.4)	3,572.2(19.2)
1億ドル以上10億ドル未満	1,512(10.3)	3,671.0(19.7)
10億ドル以上	194(1.3)	11,368.7(61.1)
	14,704(100.0)	18,611.9(100.0)

資料：連邦預金保険公社年報。

〔第1図〕

物価、短期金利の推移



資料：連邦準備制度理事会月報等。

60年代半ばでは一貫して5%を下回っていたが、その後趨勢的に上昇傾向を辿り、73～74年の上昇期には8%台、78年以降の上昇期には、一高一低はあるものの、一時的に16%を上回るに至っている。

他方、商業銀行・貯蓄金融機関の預資金利は、連邦準備制度のレギュレーションQにより、要求払預金については無利子、貯蓄・定期預金(注2)については大口CDを除き上限が定められていた。その結果、後述のようにこれまで部分的な修正は

みられたものの、大半が預金利規制下にある商業銀行・貯蓄金融機関に対する預金が預金者にとり著しく不利になつたことは否めない(第1図)。

こうしたインフレ高進は、家計・企業の金融資産の蓄積過程およびその保有形態にも広範な影響を及ぼした。まず、金融資産蓄積の規模を捉るために、家計・法人企業部門(金融部門を除く)の金融資産保有残高の名目GNPに対する比率の推移をみると(第2図)、戦後60年代半ばでは趨勢的に上昇してきたが、60年代半ば以降は逆に低下に転じ、76～80年には50年代

前半以来の低水準となっている(注3)。これに対し、家計・法人企業部門の外部資金調達残高の名目GNPに対する比率は一貫して上昇傾向を辿っている(第2図)。これは、インフレ下での債務者利潤の発生を目的あたりにして、主として家計部門が目減りの著しい金融資産投資の規模を縮小し、住宅投資などの実物投資や消費支出のウエイトを高めたためとみられるが、金融機関に流入する資金の源泉が相対的に細るという点で金融機関経営面に大きな影響を与えたと思われる。また、

(注2) 要求払預金(Demand deposit)は「要求に応じて支払われる預金(any deposit which is payable on demand)」で、小切手振出しが可能。連邦準備制度のレギュレーションQにより付利が禁じられている(わが国の当座預金に相当)。

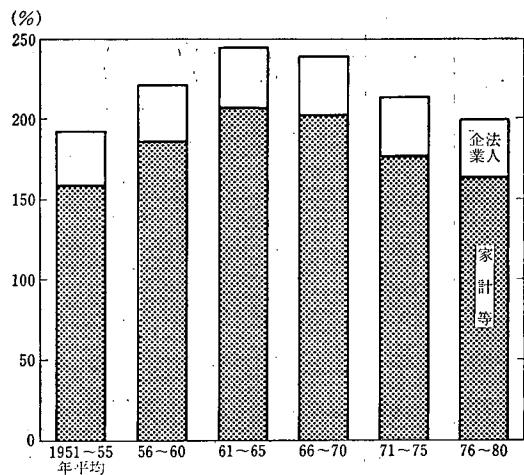
貯蓄預金(Savings deposit)は特定日或いは預入後の特定期間の満了をもって支払うことを定められていない預金であるが、引出しの14日以上前に書面による引出し通知を行うべきことを銀行から要求されることがある(通常このような要求は行われないため、概ねわが国の普通預金に相当)。

定期預金(Time deposit)は特定日或いは特定期間満了後(いずれの場合も期間は14日以上)に引出しが可能となる預金で、期限前引出しに対してはペナルティが課せられる(わが国の定期預金に相当)。

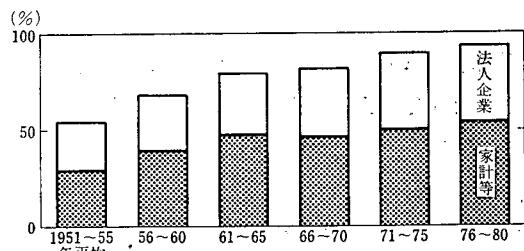
なお、貯蓄預金、定期預金はいずれも付利される。

〔第2図〕

家計・法人企業部門(金融部門を除く)の金融
資産保有残高/名目G N P 比率の推移



家計・法人企業部門(金融部門を除く)の外部
資金調達残高/名目G N P 比率の推移



(注) 家計等には個人信託、非営利法人を含む。

資料：連邦準備制度理事会「Flow of Funds」等。

こうした傾向は、生産的な投資に向かう資金を減退させる点で国民経済的にみてマイナスに働いたといえよう。

一方、家計・企業はインフレ高進下で金融資産を取得するに当っては、目減り回避のため、必然的に高利回り資産への選好を強めてきた。さら

に、金利の大幅な変動により先行きに対する不確実性が強まるとともに、高利回りを保証する金融資産の中でも短期かつ換金自由度の高い資産への傾斜を急速に高めていった。これを家計・法人企業部門の金融資産保有構成の推移でみると(第1表)、資金管理技術の発達とともに現金・要求払預金のウェイトが急速に縮小しているほか、最近に至り、規制下にあって相対的に低利の貯蓄・定期預金のウェイトも低下し始めている。これに対し、市場金利並みの高利回りを確保できるうえ流動性も高い短期金融市場資産への運用は、かなりのテンポでその比率を高めている。

(2) 金融イノベーションの進展と新規参入の動き

(70年代半ばまでの金融イノベーションの進展)

以上述べたような家計・企業の金利選好の強まりと資金管理技術の発達に対応して、金融機関側としても、60年代以降金融サービスにおける数々の技術革新を重ねてきた。例えば、60年代におけるC D(譲渡可能定期預金証書)や銀行関連コマーシャルペーパー(C P)発行、R Ps(買戻し条件付債券売却)等は顧客の金利選好の強まりに対応して主として大口機関投資家、大手企業向けに開発されたものといえよう。さらに、70年代に入ると、消費者向けの利付の新種決済性勘定も開発され、貯蓄金融機関を中心にNOW勘定や遠隔サービス施設、自動振替制度(AT S)等が相次いで導入された(付表1参照)。

(注3) 家計・企業の金融資産保有残高の名目G N Pに対する比率をわが国、西ドイツとの対比でみると、米国の低下が顕著である様子がうかがわれる。

家計・法人企業部門の金融資産保有残高/名目G N P 比率
(単位・倍)

	米 国	日 本	西 独
1961~65年平均	2.44	1.99	0.77
1976~80年平均	1.99	2.39	1.32

資料：米国連邦準備制度理事会、日本銀行、西独ブンデス銀行の各資金循環勘定。

(第1表)

家計・法人企業部門(金融部門を除く)の金融資産保有残高構成

(年末残高構成比・%)

	現金・ 要求払 預金	貯蓄・ 定期預金	短期金 融市場資 産	うち CP・BA	売戻し条 件付債権 購入 (RPs)	短期金融 資産投信 (MMMF)	T B	株 式	債券 (T Bを 除く)	その他 (年金・ 生保等)	計
1960年	9.8	16.1	2.6	0.3	—	—	2.3	38.1	10.6	22.8	100.0
65年	7.8	19.3	2.0	0.4	0.0	—	1.5	40.9	8.0	22.0	100.0
70年	7.9	21.2	2.3	1.0	0.0	—	1.3	35.8	8.4	24.4	100.0
75年	8.0	28.9	3.5	1.3	0.2	0.1	1.9	24.0	9.2	26.4	100.0
76年	7.5	28.7	3.7	1.2	0.2	0.1	2.2	26.2	8.0	25.9	100.0
77年	7.8	30.5	3.4	1.4	0.3	0.1	1.7	23.3	8.2	26.8	100.0
78年	7.7	30.8	4.0	1.7	0.4	0.3	1.6	22.1	8.0	27.4	100.0
79年	7.4	29.4	5.4	1.8	0.4	1.1	2.1	22.4	8.0	27.4	100.0
80年	6.6	28.6	5.8	1.5	0.5	1.6	2.2	24.3	7.2	27.5	100.0

(注) 定期預金には大口CDを含む。

資料：連邦準備制度理事会「Flow of Funds」。

(証券、小売業等による事実上の銀行業務への新規参
入)

このように金融サービス上の技術革新が進展し、貯蓄金融機関が実質的な決済業務への進出を進めてきた中で、過去数年、証券会社や保険会社等の預金非取扱金融機関および小売業などの非金融会社が顧客のニーズに応じた新種の金融商品を開発し、預金類似業務や決済業務に進出を図る動きが活発化している。これら新規参入会社は、後述の預金利規制、支払準備、州際支店設置禁止等預金取扱金融機関に対する諸規制の適用を免れるというメリットを生かし、高利回りで流動性の高い新種金融商品を全国的に提供している点で共通している。

こうした新種金融商品のうち、このところ残高の伸びがとくに著しいのは、主として証券会社等

が提供している短期金融資産投資信託(Money Market Mutual Fund、略称 MMMF)である。MMMFは投資単位が小口(最低1口500~1000ドル、ちなみに大口CDは1口10万ドル、TBは1口1万ドル)であるにもかかわらず、自由な金利形成の行われる国債(TB等)やその他金融市場資産(CP、CD等)に運用されていることから市場金利並みの高利回りを享受できるうえ、換金自由でかつ小切手振出しも認められている。このため、特に78年以降の金利高騰につれて急成長を遂げ、79~80年中には家計・法人企業部門の金融資産保有残高増加額の6.1%を占めるに至っている(注4)(81年3月末残高1,115億ドル、前年比84.3%増)。また、これと関連して最近注目を集めているのが、同じく証券会社が販売する現金管理勘定(Cash Management Account、略称CMA)で

(注4) ちなみに、79~80年中の家計・法人企業部門の金融資産保有残高増加額のうち、商業銀行の定期預金の増加額は11.5%、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行の貯蓄・定期預金の増加額は8.4%を占めている(貿易信用、対外直接投資を除くネットフローベース、連邦準備制度理事会「Flow of Funds」より算出)。

なお、エコノミスト誌によれば、業界最大のメリルリンチ社のMMMF運用額は約220億ドルに達しているが、これを商業銀行の預金残高と比較すると全米第9位の規模に相当する。

ある。これは MMMF にクレジットカードや小切手振出しによる決済機能^(注5)と預託証券を担保とする一定の貸出機能を付与した総合金融商品とも言うべきもので、証券会社が本格的に銀行業務へ進出してきたものとみられており、81年3月末残高は57億ドル、前年比3倍弱とのところ著増をみている^(注6)。こうした MMMF、CMA の急成長をながめて、本年に入り大手保険会社、クレジットカード会社等が証券会社との合併或いは買収によりこれら業務へ一斉に参入し始めており^(注7)、金融業界の再編成が急速に進む兆しをみせている。

また大手の製造業や小売業者等は、かねてからコマーシャルペーパーを発行することにより銀行借入の利用を低下させてきたが、最近ではこれらの業者自身が銀行と直接競合するような業務に乗出す動きが部分的ながらみられている。例えば、

大手小売業者の中には全国に広がる支店網を活用して定期預金類似の小口中期債券を店頭販売する計画があるほか、メーカー筋でも貯蓄貸付組合を買収した例がみられる^(注8)など、銀行類似業務への新規参入が次第に広がりをみせてきた。

この結果、最近の米国金融業における各業態の業務範囲をみると、第3図に示したように非常に錯綜した姿となっている。

(商業銀行・貯蓄金融機関における新種預金開発)

預金取扱金融機関、なかでも純粹に貯蓄目的の預金が多い貯蓄金融機関では、従来から金利上昇期には T B や C P 等高利回りの短期金融市場資産への預金流出に悩まされてきたが、78年以降は市場金利高騰に伴い預金上限金利との金利格差が著しく拡大したため、これまでになく深刻な預金流出に直面することになった。

こうした事態にかんがみ、連邦準備制度理事会、

(注5) 証券会社では MMMF、CMA における小切手振出し、或いはクレジットカードの使用は、あくまで提携銀行が自行に開設される顧客の預金勘定を見合いに認めているものとの立場をとっているが、当該預金勘定には証券会社から MMMF の解約金或いは CMA 証券預り勘定の預り金が自動的に振替えられ決済されるため、実質的には MMMF 或いは CMA 証券預り勘定を見合いにしたものと変わらない。

(注6) MMMF や CMA の資産運用についてみると、銀行発行の大口 CD に加え、C P、T B 等の短期金融市場資産への運用が大半を占めている。MMMF が個人の小口資金を吸収してこうした短期金融市場資産への運用を増加させることは、これまで主に銀行部門が担っていた小口資金の金融仲介機能を代替することになり、銀行部門の役割を低下させることになるといえよう。

M M M F の 運 用 構 成 と 運 用 期 間

	79年12月	80年6月	80年12月
総 資 産 (月末残高構成比・%)	100	100	100
連 邦 政 府 証 券	12	14	11
大 口 C D	40	31	37
オーブンマーケットペーパー(C P、B A 等)	43	48	42
R P s 、 現 金	5	7	10
運 用 期 間(日)	34	54	24

資料：ソロモン・ブラザーズ社「Comments on Credit」。

(注7) 本年3月、全米最大の生命保険会社ブルデンシャル社は全米6位の証券会社ベーチェ社の買収を発表したが、これはベーチェ社の MMMF 業務を取込むところにねらいがあるものといわれている。また、翌4月、クレジットカード、トラベラーズチェック大手のアメリカン・エキスプレス社と全米第2位の証券会社シンソン・ローブ・ローズ社の合併が発表されたが、これは CMA 業務への進出を目的とするものとみられている。

(注8) 大手製造業や小売業による預金取扱金融機関買収の例としてナショナル・スチール社(鉄鋼)や、シアーズ・ローパック社(小売)等による貯蓄貸付組合の買収があげられる。

連邦住宅貸付銀行理事会等の監督当局は、貯蓄金融機関の保護を目的としていた預金金利規制が、かえってこれら機関の預金吸収にマイナスになると見地から、預金金利規制を部分的に修正し、市場金利連動の高利回り預金として、78年6月に商業銀行・貯蓄金融機関に対し6か月ものTB金利基準定期預金(Money Market Certificate、略称 MMC)の、また80年1月には2年半もの財務省証券金利基準定期預金(Small Saver's

Certificate、略称 SSC)の取扱いを認めた(付表1参照)。しかしながら、利回りでこれら商業銀行・貯蓄金融機関の新種預金にまさり(注9)、かつ小口で流動性に富むMMMFが人気を呼んでいること等から、貯蓄金融機関は現在でも依然苦境に立たされているのが実情である。

このため、商業銀行・貯蓄金融機関側では、このところ MMMF 等に対抗すべく新種金融商品開発の動きをさらに活発化させている。

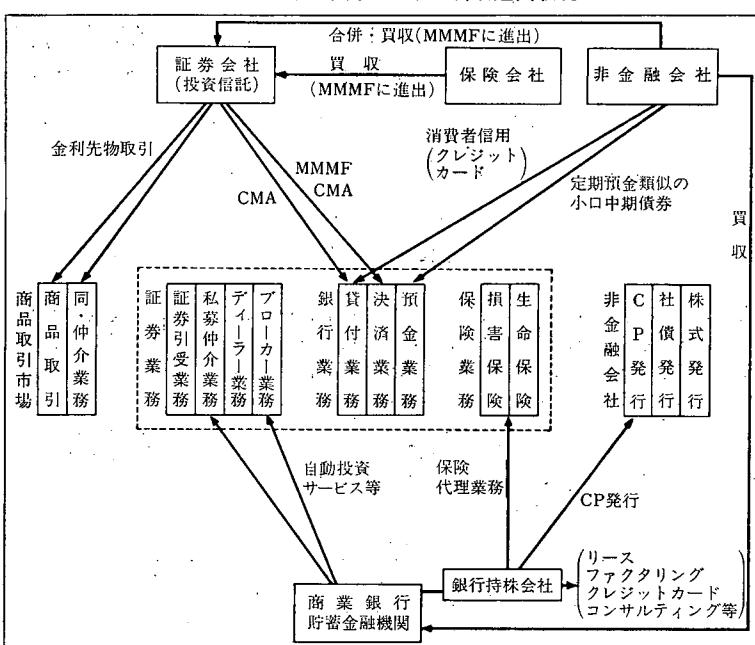
(通信および情報処理技術の発達)

以上のような新種預金の開発を始めとする金融サービス上の技術革新の一つの重要な背景として、1970年代初以降のコンピュータ技術および通信手段の発達が指摘できる。すなわち、コンピュータ技術の発達により、顧客情報の集中、保管、分析、処理を比較的低成本で行うことができるようになり、通信手段の発達により長距離の情報伝達や取引を低成本で処理することが可能となった(第2表)。

前述の貯蓄貸付組合による遠

[第3図]

米国金融関連業務における新規進出状況



(注9) 商業銀行は連邦政府債、一般担保地方債については、引受、ディーラー業務を行うことができる。なお、自動投資サービスとは、商業銀行が毎月自動的に顧客の要求払預金口座から一定額を引落とし、事前に選定された株式を購入するもの(実際の株式売買は証券会社が行う)。

(注9) MMMF は実績配当方式により金利が変動するのに対し、MMC、SSC では当初に付利される金利が期間を通じて適用されるため、金利上昇局面においては利回り面でも MMMF の方が有利である(もっとも金利下降局面ではこうした利回り面の有利さは失われる)。

なお、本年6月末における適用金利は MMMF 17.0%、MMC 13.9%、SSC 12.0%、貯蓄預金 5.5% (SSC と貯蓄預金の金利は貯蓄金融機関がオファーする金利、資料: アメリカン・バンカー紙等)。

MMMF については、その運用対象の大半が短期金融市場資産であるとはいえ、投資家が一齊に換金を求めるような事態になれば、一時的にせよ支払い不能となることが懸念されている(USニュース・アンド・ワールド・レポート誌等)。これに関連して銀行側では、MMMF が公的な預金保険により支払いを保証されていない点を投資家保護の見地から危険であると指摘している(タイム誌等)。

(第2表)

コンピュータ使用コストの低下

メモリー容量 100万バイト当り月間レンタル料		10万回計算当たりの情報処理コスト	
1957年	105,600 ドル	1958年	0.26 ドル
1964年	28,800	1964年	0.12
1976年	3,800	1972年	0.02
1979年	430	1979年	0.01

資料: リッチモンド連銀「Economic Review」1980年9~10月号。

隔サービス施設や銀行の自動振替制度(ATS)が可能となったのも、コンピュータおよび通信手段の発達による面が大きいとみられる。

また、証券会社が販売する前述の MMMF の発展過程においても、①全米的な電話網利用の低成本化が実現し、このため顧客通話コストの証券側負担が可能となったこと^(注10)、および②コンピュータ利用により少量分散化した顧客情報の大量処理が可能となったことが大きく寄与したものとされている。

こうした通信・情報処理技術の発達は、新種預金の開発を促進したのみにとどまらず、従来地域毎に分散していた金融機関の立地上のメリットを減じ、全米的な資金ネットワークの形成を容易ならしめることにより、金融制度の変革を促進する作用を持つものとみられる。

(3) 80年金融制度改革法の成立

以上述べたような経済環境および金融構造の変化を背景に、80年3月に「80年金融制度改革法」(Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980)が成立した。同法の成立は、「1913年連邦準備法」、「1933年銀行法」(通称グラス・スティーガル法)等により骨子がで

きあがっている現行米国金融制度の枠組みを大きく修正するという意味で、約50年ぶりの大改革といわれている(金融制度関連法の変遷については付表2参照)。預金取扱金融機関にとって重要なと思われるポイントとしては、①預金利規制の段階的廃止(同法に基づき設立された規制廃止委員会の決定により、預金利規制は81年8月以降まず期間4年以上の預金につき撤廃され、82年8月以降期間3年以上、83年8月以降期間2年以上、84年8月以降期間1年以上、85年8月以降は全ての貯蓄・定期預金につき撤廃される)、②貯蓄金融機関の業務範囲拡大(消費者ローンの供与、CP、社債への投資、クレジットカードの発行認可等)、③利付小切手勘定の取扱許可(NOW勘定の全国への拡大認可等)のほか、④支払準備制度の適用対象拡大(従来の連邦準備制度加盟銀行から全ての預金取扱金融機関に拡大)、⑤連邦預金保険公社等による預金保険限度額の引上げ(1件4万ドルから10万ドルに引上げ)等があげられよう(詳細については付表3参照)。

同法は、60年代初頭以来積み重ねられてきた金融制度改革論議のかなりの部分に結着をつけた訳であるが、これまで難航してきた金融制度改革の内の大宗がここへ来て一挙に実現したのは、同法が、前述のように、現行制度の枠組みの中ですでになし崩し的に進展してきた規制の緩和(大口CD金利の自由化<70年6月>、NOW勘定<72年6月>をはじめとする新種決済性勘定の導入、MMCの導入<78年6月>等)を追認する意味合いをもっていたことに加え、預金者、預金取扱金融機関、議会・監督当局それぞれに次のような事情があったためとみられる。

(注10) リッチモンド連銀の調査(同連銀「Economic Review」、80年9~10月号)によれば、MMMFを提供する証券会社は、全米各地域に分散する顧客からの売買注文、情報提供要請を長距離電話により処理するケースが多い。証券会社の利用する長距離受信者負担の電話(Inward Wide Area Telecommunication Service)料金は1970年の月2,225ドルから1980年には月1,675ドルに低下しているが、これは10年間のインフレを考慮するとかなり大幅な実質負担軽減となっている。

第1に、これまで米国では、国債等の債券市場や短期金融市场で自由な金利形成が行われる一方、預金金利面では規制が行われている状況にあった。これを預金者サイドからみると、インフレ高進下における市場金利と預金上限金利の格差拡大に対し、大口預金者はCD等の短期金融市场資産への運用により目減り防止を図ることができるが、家計部門の大半を占める小口預金者は、部分的に修正が加えられてきたとはいえ、なお規制下で低利の貯蓄預金・定期預金に資金を運用せざるを得ないケースが多いことを意味し、社会的不公平感が強まっていた。

第2に、預金取扱金融機関は、従来、現行制度の下で無利子の要求払預金や低利の貯蓄預金等低成本の資金を吸収し得てきた訳であり、当初は中小金融機関を中心として、資金調達コストの上昇を招くとの理由から預金金利規制撤廃に対し反対の立場をとってきた。しかし、証券会社等の新規参入活発化に伴いMMMF等と競争していくに際しては、預金金利規制の存続自体が商業銀行・貯蓄金融機関にとって逆に桎梏となり、これを撤廃して競争条件を同一とした方が結局は得策との考えに変化してきた。

第3に、議会・監督機関では、1930年代以来の金融機関経営の健全性を第一義とする競争制限的な金融制度に対し次第に見直し気運が高まり、試行錯誤を重ねながらも、健全性と競争条件の整備をバランスさせることが適切との考え方方が支配的となってきた。

また金融政策運営面においても、新種金融資産の増加によりマネーサプライの動きにつき正確な把握が困難となるなど部分的に調節上の問題が生じているが、①インフレ下で預金金利規制により金利を人為的に低位に固定すれば、債務者利潤の発生、預金の目減りから貯蓄率の低下を招いて、いたずらにインフレを助長させる、②預金金利規

制の撤廃、金融機関の垣根縮小により競争条件を整備し金利機能の活用を図ることが、結局は金融政策の有効性を確保するうえで望ましい、③支払準備の適用対象拡大により金融調節のグリップを強め得る、等の考え方が次第に浸透してきた。

2. 環境変化の金融機関経営への影響

(1) 貯蓄金融機関の収益悪化

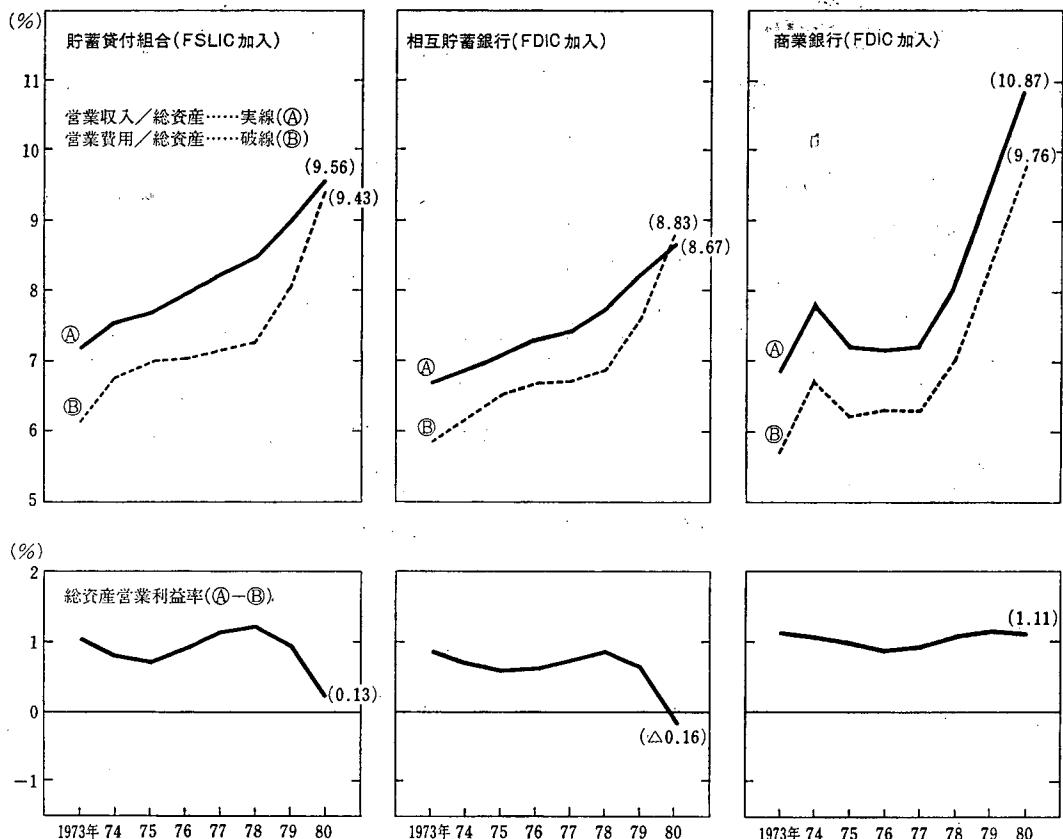
既にみたとおり、インフレ高進下で家計・法人企業部門の金融資産蓄積テンポが経済規模の拡大に比べ相対的に鈍化してきた中で、金融業界内部では証券業等による銀行業務への参入が活発化したことなどから、預金取扱金融機関をめぐる環境は全体として一様に厳しくなってきた。なかでも、貯蓄金融機関の経営面の問題がここへきて集中的に露呈するに至っている。

まず、貯蓄貸付組合(連邦貯蓄貸付保険公社加入組合)の総資産営業利益率(営業収入/総資産-営業費用/総資産)をみると、80年中では0.13%と戦後最低の水準にまで落込んでいる(第4図、第3表)。最近では「全米約4,700の貯蓄貸付組合のうち約80%が営業利益の段階で損失を計上しており、このままでは約3分の1の組合は存立不可能となろう」(81年7月、プラット連邦住宅貸付銀行理事会議長発言)と指摘されている。また、相互貯蓄銀行(連邦預金保険公社加入行)では、すでに80年中の総資産営業利益率が△0.16%と業界全体として営業利益の段階で赤字に転落するという戦後最悪の決算となっている(第4図、第3表)。

貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行はともに、住宅金融に特化しており、その資産、負債構成が「短期借入・長期貸出」の形になっている点が最大の特徴である。すなわち貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行とも、その運用対象としては長期の住宅抵当貸付(期間最長40年)のウェイトが最も大きく(総資産に占める不動産貸付の比率は貯蓄貸付組合約8

〔第4図〕

貯蓄金融機関、商業銀行の収益推移



資料：連邦預金保険公社年報、連邦住宅貸付銀行理事会「Journal」。

割、相互貯蓄銀行約6割<第4表>)、従来低金利の時代に実施した住宅抵当貸付の残高が多額にのぼっているとされている。さらに、資金調達面においても、預金の大部分が純粹に貯蓄目的のため預入された個人預金から成っているため、従来から市場金利が上昇すると、貯蓄預金等に預入されていた資金が高利回りの金融市場資産や証券会社の提供する MMMF 等に流出する傾向に悩まされてきた。

これを回避するため導入が認められた前述の MMC や SSC は、資金流出の加速阻止にはある程度の効果を持ったものの、反面で資金調達コストの急上昇を招くこととなった。ちなみに、総資産に対する MMC、SSC のウエイトは、適用金利

の上昇等を背景に貯蓄貸付組合で78年末の8.9%から80年末には39.5%に、相互貯蓄銀行で同9.0%から40.1%まで上昇している(第4表、第5図)。このため70年代を通じ緩やかに上昇するにとどまっていた貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行の資金調達コストは78年以降急上昇(支払利息を中心とする営業費用の総資産に対する比率は、貯蓄貸付組合で78年 7.28%→79年 8.05%→80年 9.43%に、相互貯蓄銀行で78年 6.90%→79年 7.61%→80年 8.83%に上昇)、運用利回りの上昇が相対的に緩やかなものにとどまつたことと相まって利鞘が急速な縮小をみるに至ったものである。貯蓄金融機関の収益悪化問題は、資産、負債構成がやや特異的な形になっているという面で預金取扱金融機関の中でも極

(第3表)

貯蓄金融機関の収益変動要因

<貯蓄貸付組合(FSLIC加入)>

(総資産に対する比率・%)

	1975 年	76年	77年	78年	79年	80年
営業収入	7.67	7.93	8.22	8.47	8.99	9.56
貸出、証券等収入Ⓐ	7.04	7.14	7.37	7.64	8.14	8.65
その他営業収入	0.63	0.79	0.85	0.83	0.85	0.91
営業費用	6.98	7.04	7.13	7.28	8.05	9.43
支払利息Ⓑ	5.70	5.75	5.84	5.99	6.74	8.08
その他営業費用	1.28	1.29	1.29	1.29	1.31	1.35
うち人件費	0.59	0.60	0.61	0.61	0.63	0.65
物件費	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15
営業利益	0.69	0.89	1.09	1.19	0.94	0.13
うち金利マージンⒶ—Ⓑ	1.34	1.39	1.53	1.65	1.40	0.57

(注) 営業収入……Operating income

営業費用……Operating Expenses

営業利益……Income before income taxes and securities gains or losses

資料：連邦住宅貸付銀行理事会「Journal」。

(第4表)

貯蓄金融機関の資産、負債、資本構成

<貯蓄貸付組合>

(年末残高構成比・%)

	1965 年	1970 年	1975 年	1978 年	1979 年	1980 年
資産(その他資産を含む)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産貸付	85.1	85.0	82.4	82.7	82.1	79.8
消費者ローン	1.0	1.9	2.5	2.3	2.8	2.8
有価証券	6.3	7.3	7.3	7.6	7.1	8.4
負債(その他負債を含む)	93.3	93.2	94.2	94.5	94.4	94.7
貯蓄預金			39.5	30.5	24.9	21.3
定期預金	85.2	83.1		58.0	64.5	67.6
MMC、SSC	—	—	—	8.9	23.5	39.5
FHLB借入	4.6	6.0	5.3	6.2	7.2	7.8
資本	6.7	6.8	5.8	5.5	5.6	5.3

資料：連邦準備制度理事会「Flow of Funds」、連邦住宅貸付銀行理事会「Journal」等から算出。

<相互貯蓄銀行>

(年末残高構成比・%)

	1965 年	1970 年	1975 年	1978 年	1979 年	1980 年
資産(その他資産を含む)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現預金	1.8	1.6	2.0	2.5	2.0	2.6
貸出	79.1	76.8	66.0	62.9	63.8	63.1
不動産貸付	77.8	74.0	63.7	59.8	60.2	58.3
消費者ローン	1.0	1.6	1.9	2.6	3.2	3.4
その他貸付	0.3	1.2	0.4	0.5	0.4	1.4
有価証券	17.4	19.7	28.4	30.6	29.6	29.2
フェデラルファンド放出、RPs	—	—	0.8	1.3	1.8	2.1
負債(その他負債を含む)	92.2	92.9	93.2	93.2	93.1	93.5
貯蓄預金			57.8	45.2	37.0	31.1
定期預金	90.1	90.5		32.7	44.4	51.1
MMC、SSC	—	—	—	9.0	23.6	40.1
資本	7.8	7.1	6.8	6.8	6.9	6.5

資料：連邦預金保険公社年報等から算出。

<相互貯蓄銀行(FDIC加入)>

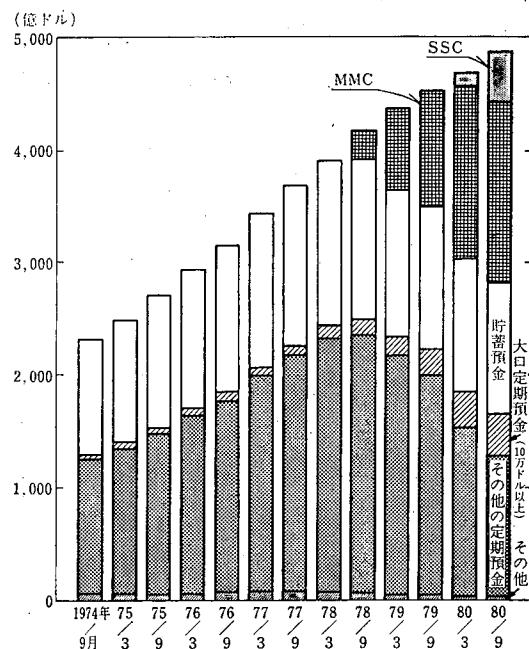
(総資産に対する比率・%)

	1975 年	76年	77年	78年	79年	80年
営業収入	7.06	7.29	7.43	7.75	8.24	8.67
貸出、証券等収入Ⓐ	6.70	6.95	7.08	7.37	7.75	8.09
その他営業収入	0.36	0.34	0.35	0.38	0.49	0.58
うち手数料	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.07
営業費用	6.50	6.69	6.71	6.90	7.61	8.83
支払利息Ⓑ	5.45	5.54	5.55	5.69	6.37	7.45
その他営業費用	1.05	1.15	1.16	1.21	1.24	1.38
うち人件費	0.48	0.49	0.49	0.52	0.56	0.62
物件費	0.19	0.19	0.19	0.20	0.22	0.23
貸倒引当金繰入	0.02	0.07	0.06	0.08	0.04	0.03
営業利益	0.56	0.60	0.72	0.85	0.63	△0.16
うち金利マージンⒶ—Ⓑ	1.25	1.41	1.53	1.68	1.38	0.64

資料：連邦預金保険公社年報。

〔第5図〕

貯蓄貸付組合(FSLIC加入)の預金構成(期末残高)



資料：連邦住宅貸付銀行理事会「Journal」。

端な事例に属するが、預金金利を低位に据置くことにより預金流出を余儀なくされるか、預金金利を引上げることにより利鞘の縮小を招くかの選択を迫られるという点で、商業銀行にも共通した問題を含んでいるとみられる。

(2) 拡大する商業銀行間の経営格差

(伸び悩む大規模行の収益)

これに対し、商業銀行では、資金調達コストの上昇という事情は貯蓄金融機関と同様であるが、短期資産運用のウエイトが相対的に大きいほか、変動利付貸付が増大していることもあり、コスト上昇分を運用利回りへ転嫁することがある程度可能となっている。商業銀行の資産運用についてみると、貸出が総資産の約5割を占めるが、そのうち短期運用が主体を占める商工業貸付、消費者ローンが全体の約3割、不動産貸付が2割弱となっている(第5表)。資金調達面では、1970年代初までは最大の資金源であった無利子の要求払預金の

(第5表) 商業銀行の資産、負債、資本構成

(年末残高構成比・%)

	1965年	1970年	1975年	1978年	1979年	1980年
資産(その他資産を含む)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現・預金	18.1	16.2	15.2	14.0	13.7	13.1
貸出	48.5	51.8	52.7	53.6	54.6	52.7
商工業貸付	14.8	19.5	18.0	17.5	18.3	18.4
消費者ローン	9.1	11.4	11.9	13.2	13.4	11.8
不動産貸付	18.0	12.8	13.4	16.8	17.4	17.1
その他貸付	6.6	8.1	9.4	6.1	5.5	5.4
有価証券	31.2	24.6	24.9	21.1	20.3	21.2
フェデラルファンド放出、RPs	—	2.8	3.5	3.8	4.3	4.5
負債(その他負債を含む)	93.2	93.8	94.3	94.3	94.2	94.1
要求払預金	43.3	37.6	29.1	26.6	25.5	23.6
定期預金 (大口CDを除く)	38.2	35.0	35.0	34.5	34.7	35.4
MMC, SSC	—	—	—	1.8	7.3	13.6
市場性資金	6.3	15.2	27.0	31.7	33.2	36.5
大口CD	4.7	11.2	20.1	19.9	18.5	20.7
フェデラルファンド取入、RPs	0.2	0.8	3.6	6.5	7.3	8.0
ユーロ取入	1.4	2.7	2.2	3.9	5.8	5.9
CP・BA	—	0.5	1.1	1.4	1.6	1.9
資本	6.8	6.2	5.7	5.7	5.8	5.9

資料：連邦準備制度理事会「Flow of Funds」、連邦預金保険公社年報等から算出。

比率(約4割)が最近では2割5分を下回るに至っている。また預金金利規制下で低利に抑えられている、MMC、SSC以外の定期預金のウエイトも低下しているが、これに対し、市場金利連動預金であるMMCやSSCの増加が目立つほか、市場性資金(大口CD、フェデラルファンド、RPs、ユーロドラー等)の取入れが増加する傾向にあるなど、商業銀行でも高コスト資金のウエイトはだいに高まりつつある。

商業銀行(連邦預金保険公社加入行)の収益についてみると金利マージン(貸出、証券等収入/総資

産-支払利息/総資産)でみた場合、全体としては、80年に若干のマージンの低下をみたにとどまり概ね横ばいに推移しているが、これを規模別にみるとやや異なった姿となっている。すなわち、大規模行(資産10億ドル以上)では、貸付期間の短縮や変動利付貸付の増加により運用利回りの確保に注力したものの、市場性資金など金利感応度の高い負債のウエイトが高いことから資金調達コストの上昇がこれを上回り、利鞘縮小をみている。例えば、今次金利上昇局面では79~80年中に大規模行の金利マージンは0.08%ポイントの低下をみている(第6表)。これに対し、コミュニティ・バンク的な性格の強い中小規模行(資産10億ドル未満)では、全体としては、①依然として低利の小口定期預金等のウエイトが高いこと、②中小企業等の債務者預金の歩どまりも高いこと、③運用面では、

成長部門の消費者ローンや利回り面で旨味のある有価証券、フェデラルファンド放出のウエイトが高いこと、等から資金調達コストの上昇が運用利回りの上昇を下回り、金利マージンの拡大をみていく。

このように、中小規模行は、今回の金利上昇局面において、地域色を強く出すことによりひとり利鞘の低下を阻止し得ている訳であるが、こうした中小規模行の有利な立場も今後はだいに失われていくものと思われる。その理由としては、①これまで金利上昇局面で利鞘を維持ないし拡大し得たことには、調達サイドで金利感応度の高い負債が他業態と比べれば少なかった(小規模行の総資産に対するMMCの比率は、80年末20.4%と貯蓄金融機関の比率(約4割)を下回る)ことが大きく寄与しているが、預金者が金利選好を強め

(第6表)

商業銀行(FDIC加入)の収益変動要因

<総計>

(総資産に対する比率・%)

	1975 年	76年	77年	78年	79年	80年
営業収入	7.20	7.18	7.23	8.09	9.49	10.87
貸出、証券等収入 Ⓐ	6.26	6.45	6.52	7.35	8.70	9.97
その他営業収入	0.94	0.73	0.71	0.74	0.79	0.90
うち手数料	0.35	0.34	0.34	0.36	0.39	0.43
営業費用	6.23	6.30	6.30	7.02	8.36	9.76
支払利息 Ⓑ	3.27	3.50	3.57	4.23	5.55	6.84
その他営業費用	2.96	2.80	2.73	2.79	2.81	2.92
うち人件費	1.37	1.31	1.31	1.34	1.36	1.41
物件費	0.42	0.40	0.40	0.40	0.40	0.42
貸倒引当金繰入	0.39	0.33	0.28	0.25	0.24	0.26
営業利益	0.97	0.88	0.93	1.08	1.13	1.11
うち金利マージン Ⓐ-Ⓑ	2.99	2.95	2.95	3.12	3.15	3.13

<大規模行>

<中規模行>

<小規模行>

78年	79年	80年	78年	79年	80年	78年	79年	80年
8.00	9.65	11.18	7.88	9.18	10.40	8.54	9.27	10.34
7.17	8.79	10.18	7.19	8.43	9.58	7.97	8.66	9.70
0.83	0.86	1.00	0.69	0.75	0.82	0.57	0.61	0.64
0.32	0.35	0.39	0.39	0.44	0.49	0.43	0.47	0.50
7.06	8.69	10.25	6.77	7.96	9.18	7.13	7.71	8.77
4.59	6.23	7.68	3.63	4.66	5.68	3.83	4.38	5.38
2.47	2.46	2.57	3.14	3.30	3.50	3.30	3.33	3.39
1.20	1.21	1.26	1.48	1.57	1.65	1.57	1.60	1.62
0.35	0.34	0.37	0.48	0.50	0.53	0.45	0.45	0.46
0.26	0.24	0.25	0.23	0.23	0.27	0.25	0.25	0.26
0.94	0.96	0.93	1.11	1.22	1.22	1.41	1.56	1.57
2.58	2.56	2.50	3.56	3.77	3.90	4.14	4.28	4.32

(注) 営業収入……Operating Income

営業費用……Operating Expenses

営業利益……Income before Income taxes and securities gains and losses

資料：連邦預金保険公社年報。

(資産10億ドル以上)

(資産1億ドル未満)

(資産1億ドル未満)

つつあり、しかも今後預金利規制が漸次廃止される状況においては、高利回り預金による資金吸収に対する依存を強めざるを得ず、資金調達コストが一段と上昇するのは必至とみられること、②また運用面においても、これら中小規模行が重点業務としてきた消費者ローンの分野に対しては、大規模行、貯蓄金融機関とともに進出意欲を高めているところから、両者の挾撃に遭うおそれもあり、競争の激化は避けられまいとみられること、等が指摘できよう。

(拡大する商業銀行間の経営格差)

米国の商業銀行の平均的な姿は以上述べてきたとおりであるが、調達面における市場金利連動預金のウエイト増大、運用面における変動利付貸付の増加などから、ほぼ同じ規模の銀行間でも経営内容により収益格差が拡大するようになってきていることは注目を要しよう。すなわちインフレ、高金利下にあっては金利感応度の高い資産および金利感応度の高い負債への依存度いかんにより、また貸付期間および取入預金の期間の構成バランスいかんによりかなり大きな収益格差が生ずるに至っている。ちなみに、連邦準備制度の調査(同理事会月報80年9月号)によれば、資産1億ドル未満の小規模行のうち、MMCに対する依存度が最も高い(資金調達コスト大)方から4分の1の銀行の金利マージンと、MMCに対する依存度が最も低い(資金調達コスト小)方から4分の1の銀行の金利マージンとを比較した場合、78年後半においては0.17%ポイントの差(調達コストが小さい方が当然有利)にとどまっていたものが、79年中には0.54%ポイントと3倍強の差に拡大をみており、80年にはこの格差がさらに拡大したものとみられる。

さらに、商業銀行の資産内容を概観すると、最近における経済変動の激化、高金利の持続等から悪化する傾向がうかがわれる。ちなみに商業銀行(連邦預金保険公社加入行)の貸出残高に対する貸倒償却額(loan loss)の比率は79年の0.28%から80年には0.36%に上昇している。

3. 商業銀行・貯蓄金融機関の対応策と監督機関の姿勢

それでは、米国の商業銀行・貯蓄金融機関は、こうした資金調達コスト上昇等にみられる収益環境の悪化に対しどのように対処しようとしているのであろうか。以下では、これら金融機関の対応姿勢を、本年から段階的に撤廃されつつある預金利規制や、今後金融機関規制面で焦点になるとみられる証券業との業務範囲の問題、州際銀行業務の問題等とあわせて概観することにしたい。

(1) 資金調達コスト上昇への対応

(運用利回りへの転嫁と金利変動リスク管理の徹底)

商業銀行・貯蓄金融機関の対応策として第1に考えられているのは、市場金利連動預金や市場性資金など、金利感応度の高い負債の増加に伴って生ずる資金調達コストの大幅変動のリスクを回避し、利鞘を確保するために、運用面における変動金利制の導入(商業銀行の変動利付商工業貸付、貯蓄金融機関の変動利付住宅低当貸付)と期間短縮化を促進する動きである。これは金利上昇局面における資金調達コストの上昇を運用利回りに転嫁しようとするものといえよう。

これと関連して注目されるのは、こうした資産、負債両面における金利感応度の高まりを反映して金利変動に伴う収益面のリスクが増大している(注11)ことから、資産、負債両面の総合管理を徹

(注11) ソロモン・ブラザーズ社によれば、米銀上位35行の金利感応資産/金利感応負債比率は78年末1.05→79年末0.99→80年末0.96倍と次第に低下しており、これが今次金利上昇局面における収益悪化につながったものとみられる。ちなみに、一般には、同比率が1.0倍を下回っていれば、金利上昇局面では資金調達コストの上昇が運用利回りの上昇を上回り収益悪化要因となり、金利下降局面では資金調達コストの低下が運用利回りの低下を上回り収益好転要因となると考えられている。

底し金利変動に機動的に対処することにより、リスクを軽減しようとする動きである。こうした金利変動リスク管理技術は70年代半から米銀大手行により採用されるようになった資産・負債管理(Asset and Liability Management)手法の重要な一部をなしている。資産・負債管理は60年代から70年代半までのいわゆる負債管理(Liability Management, CD やフェデラルファンド等市場性資金の調達能力も流動性の一種ととらえ、運用に必要な資金のうち預金で吸収できない分については市場性資金で調達し、積極経営を展開)が収益の不確実性を増大させたことに対する反省から生まれたものである。経済・金融情勢の予測を前提に、予想バランスシートにより資産・負債を総合管理し、不確実性とリスクを最小にすることにより、収益極大化と流動性の適正化を達成しようというのがその基本的な手法といえる。

(コストを反映した手数料徴収)

第2に追求されているのは、従来のやや曖昧な手数料の設定方式(implicit service pricing)をやめ、銀行サービスのコストを正確に反映した(true cost)手数料を徴収しようとする動きである。従来米国では、法人企業および個人は、銀行がサービスを提供するに要したコストを賄うだけの無利子の要求払預金を置く慣習を有していたため、銀行としてはサービス提供のための手数料を徴収する必要に迫られなかった。しかし、要求払預金圧縮の動きが強まり、さらには、NOW勘定のように決済性勘定に付利する仕組みが一般化するにつれ、手数料体系を見直し、新規徴収或いは増額を図る動きが広がっている。ちなみに、連邦預金保険公社加入商業銀行の総資産に対する手数料収入の比率は、1980年には0.43%に達している(77年には同0.34%)。

手数料徴収強化について具体的にみると、NOW勘定について最低預入残高を設定し、それを下回る場合には手数料を徴収するとか、クレジットカード使用について毎年発行手数料を徴収する銀行が増えている(注12)。

(物件費、人件費コストの引下げ)

以上のように、資金調達コスト上昇を収入増によってカバーする動きが広がる一方で、資金調達コストのうち支払利息以外の部分すなわち物件費、人件費を引下げる努力がますます重要性を増している。すなわち、個人預金取引の面におけるATM(Automated Teller Machine)の設置や小切手の機械処理にみられるような、コンピュータ、電子技術の発達を活用した機械化、省力化がその代表的な例である。ただし、こうした機械設備やソフトウェアの購入に当っては、当初多額の費用を要するため、個人預金取引の量自体が機械による集中処理に適する規模に達しているかどうかがポイントになるとみられる。

こうした観点から、大規模行を中心に個人取引への重点指向と企業取引への重点指向の二極に分化する、いわば経営上の専業化の動きが注目される。

個人取引に重点を置く銀行では、小口、高コストの預金吸収のため、大規模な機械化を進捗させることにより人件費、物件費の上昇を極力回避するとともに、クレジットカード・システムの導入等により州を越えての対顧客サービスを拡大する構えをみせている。代表的な例として、シティバンクについてみると、近年投資額2億ドルを超えるATM設置等機械化を集中的に実施し、個人取引コストの大幅引下げを図っている。一方、企業取引に重点を置く銀行にあっては、小口かつ高コストの個人預金取引を縮小するとともに、企業に

(注12) また、一部大手行では、ATS勘定の平残が2,000ドルを下回ると1か月当たり4ドルの取扱手数料を徴収したり、貯蓄貸付組合でも貯蓄預金の残高が50ドルを下回る場合付利を停止する等の例がみられる。

に対する貸出、情報提供、コンサルティング等のサービス提供を行うことにより、対企業取引の開拓、深耕を図る方向にある。たとえば、モルガン銀行では、5,000ドル未満の要求払預金残高の顧客から月60ドルの取扱手数料を徴収することによりコスト負担の大きい小口預金取引を縮小する^(注13)とともに、企業のコマーシャルペーパー発行業務に便宜を提供すること等により企業取引のウェイトを高める方策を指向していると伝えられる。

また、ATM導入等機械化の進展は、必然的に店舗網展開の再考を促すことになる。従来、とくに個人取引業務の展開に当っては「レンガとモルタルの店舗」(bricks-and-mortar branches)の拡張に頼ってきたが、ATMと電話によるシステム^(注14)をこうした在来型の店舗に代替することが可能となったため、店舗を削減して周辺地域に無人機械化店舗を設置する動きが増えている。

(2) 新種金融資産開発の努力

商業銀行・貯蓄金融機関は、資金調達コスト増に対処する一方で、MMMFなどの急増への対応策を迫られ、自らも新種の金融資産を開発する努力を強めている。

(MMMFに対する規制措置の要望)

78年以降、預金類似商品でありながらほとんど規制の対象となっていないMMMFとの資金獲得競争を余儀なくされている商業銀行・貯蓄金融機関では政府・監督機関に対しMMMFに対する支払準備率賦課などの規制措置を要望している。これに対し、ボルカー連邦準備制度理事会議長はMMMFのうち決済性勘定的な性格を有するものについては準備率を賦課し、イコール・フッティングを図ることが適当であると発言している(本年6

月25日議会証言)。しかし、財務省をはじめとする政府筋では「規制を増やすよりも、銀行・貯蓄金融機関に対する規制をさらに緩和し競争を促進すべきである」(リーガン財務長官)との意向が大勢のようであり、実現はまず困難とみる向きが多い。また、金融業全体としてみても、未だ家計・企業の金融資産離れが完全に収まつたとはいえない現状では、いたずらにこうした傾向を助長する規制措置に頼ることは得策ではないとの見方もある。

(銀行による新商品の開発)

そこで、現在のアンバランスな規制の下でMMMFと競争しなければならない商業銀行・貯蓄金融機関では、次に自行による投資信託(MMMF)の取扱いを認可するよう議会に働きかけている。しかしこの点に関しては銀行の証券業務を禁じた1933年銀行法(グラス・スティーガル法)に抵触するおそれもあり、容易には実現すまいとみられている。このため商業銀行側では、MMMFへの対抗商品として、小口(最低額面1,000ドル)の変動利付中期債券(Money Market Note)、CMA類似商品(NOW勘定に預入された資金を外部のMMMFに運用、決済機能と一定の融資機能を具備)やMMC、SSCの変形商品(MMC最低額面に満たない小口預金者に対しては不足額を貸付けMMC購入を可能とする、小切手振出しと一定額の換金<中途解約>が可能)等新種金融資産の開発も研究されている。

さらに、商業銀行は、既に述べたとおり投資信託の取扱認可を要望しているほか、一部にはその他の証券業務への進出を試みる動きもみられる。具体的には、既に私募仲介業務^(注15)に進出しているほか、収益担保地方債(Revenue Bond, 特定事

(注13) バンカーズ・トラストでは企業取引への重点移行に伴い、ニューヨーク市および周辺における支店の約5分の4を他行へ売却し支店網を縮小。

(注14) エコノミスト誌によれば、ATMと電話利用による顧客1人当たりの事務処理コストは在来型店舗による場合の約5分の1といわれている。

(注15) 銀行の私募仲介業務については77年に、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社および通貨監督官がいずれも「グラス・スティーガル法により禁止されているものとはみられない」との判断を示している。

業からの収入を償還財源とする地方債^(注16))の引受けに積極的な姿勢を示す向きもある。こうした動きについては、グラス・スティーガル法による銀行の証券業務禁止規定との関連でなお検討が重ねられようが、いずれにせよ、商業銀行としては種々のかたちで MMMF 等への対応策をさらに進めていくものと思われる。

(3) 経営規模拡大によるスケール・メリットの追求

米国の商業銀行数は前述のように約 1 万 4 千行、貯蓄金融機関を含めた預金取扱金融機関総数は約 4 万 2 千に達する。州ごとに分散化した小規模行の存在は、米国の開拓時いらいのコミュニティ・バンクの伝統と金融部門の集中を嫌う考え方をその背景としたものとされている。法的にみても、国法銀行がその本拠州以外の州に支店を設置することを禁ずる 1927 年マクファデン法、および銀行持株会社が本拠州以外の州の銀行を買収することを原則として禁ずる 1956 年銀行持株会社法ダグラス修正条項の存在により、州際銀行業務が禁止され全米的な銀行業務の展開に制約が加えられている。今回の金融制度改革法成立に際しても、州際業務の件は触れられることなく今後に残された最大の問題となった。

しかしながら、預金利規制の撤廃、商業銀行・貯蓄金融機関間の垣根縮小、預金非扱金融機関等の銀行類似業務への新規参入等が進行している状況下、商業銀行・貯蓄金融機関相互間をはじめと

して金融業界における競争条件は一段と厳しくなり、金融機関の経営内容が一段と悪化することが懸念されている。このため、今後規模の利益を求めて経営効率化を図るために合併・提携の動きが一段と強まるものとみられている。中小金融機関のサイドでも、全米的な資金網の発達や、コンピュータ利用に伴うイニシアル・コストの負担増等を背景に規模拡大のメリットを追求する動きがみられる。こうした観点から「今後、全米約 4 万の預金取扱金融機関がかなり大幅に再編成されるのではないか」(ビジネスウィーク誌等)との見方が強まっている。また、金融制度改革法において連邦預金保険の保険限度額が 4 万ドルから 10 万ドルに引き上げられたのも、金融機関再編成に備え、預金者保護を強化するものといえよう。

こうした状況下、商業銀行の全国的な支店網設置を阻んでいた上記マクファデン法および銀行持株会社法ダグラス修正条項についても、今後見直しが急速に進むとみられている^(注17)。このため、すでに大手銀行を中心に州際銀行業務のための営業基盤作りが進捗しており^(注18)、こうした進展を突破口として全米的な銀行業務の拡大が進むものとみられている。

(4) 貯蓄金融機関の救済策をめぐる動き

商業銀行では、資金調達コスト上昇分の運用利回りへの転嫁による利鞘の確保や、資金量拡大によるスケール・メリットの追求により厳しい経営環境に対応しようとしているが、収益悪化が著し

(注16) グラス・スティーガル法では銀行が引受け業務に参加できる証券として、連邦政府証券、一般担保地方債(州、地方政府の徵税力を担保とする)のみが規定されており、収益担保債は指定されていないため、引受けには立法上の措置が必要である。

(注17) 本年 1 月、カーター前大統領は「商業銀行業務の地理的制限」に関する調査報告を発表した。同報告は、
 ① 標準大都市地域のような「Natural Market Area」における州際支店設置の認可、
 ② EFT(電子資金振替)システムの州際展開の自由化、
 ③ 銀行持株会社の複数州における銀行買収禁止規定の撤廃、
 等による地理的制限の緩和を勧告している。

(注18) 現在でも貸付事務所(loan production office)と銀行子会社であるエッジ・アクト法人の支店は州際設置が認められている。

貸付事務所は商業銀行が貸付先獲得の目的のみのために設置している事務所で、預金の受入等は行わず、貸付の経理も本店で行われる。エッジ・アクト法人は国際銀行業務を営む銀行の子会社である。

くすでにその存立さえ危ぶまれている貯蓄金融機関については、連邦住宅貸付銀行理事会等の監督当局でもすでにいくつかの対応策を講じてきた。

まず第1は、金融制度改革法に基づく貯蓄金融機関の業務範囲拡大である。これにより、連邦免許貯蓄貸付組合は、クレジットカードの発行(80年7月認可)、消費者ローンの供与、C.P.、社債への投資(80年11月認可、ただし総資産の20%まで)が、また連邦免許相互貯蓄銀行はビジネス・ローンの供与(ただし総資産の5%まで)といった新しい業務の取扱いが認められ、資産運用の多様化、短期化が図られることになった。

第2の対応策は住宅抵当貸付における変動金利制の導入である。従来、住宅抵当貸付は固定金利貸付のみで貸付期間中の金利変更は認められていないかったが、79年7月以降、連邦住宅貸付銀行理事会は傘下の連邦免許貯蓄貸付組合に対し変動金利制の導入を認め、資金調達コスト上昇分の貸出金利への転嫁に道を開いた(注19)。

こうした資産構成の短期化による資産、負債の

期間構成のマッチングや住宅抵当貸付金利の弾力化は、貯蓄金融機関の抜本的な体质改善をねらったものといえようが、消費者ローン等の新しい業務分野についてはまず人材育成等から始めなければならないほか、住宅抵当貸付金利の弾力化についても過去の固定低利貸付が大量に残存しているため、即効性は乏しいとみられている。

こうしたことから、貯蓄金融機関では、議会、監督当局に対し、①政府資金の投入による低利住宅ローン債権の一部買上げ、②経営の悪化した貯蓄金融機関に対する救済融資の実施(注20)、③租税免除の新種貯蓄証書の発行認可(注21)による新たな資金吸収手段の提供等の救済措置を要請してきたが、このうち一部については既に実施が決定している。

しかしながら、政府筋では財務省を中心に「貯蓄金融機関の抱える問題は基本的にはインフレ率の低下とそれに伴う金利の低下により解決されるべきである」(リーガン財務長官)としており、財政負担を増すような抜本的な救済措置については

(注19) もっとも、79年7月に導入された変動金利制住宅抵当貸付は、金利変幅等の条件が厳しく資金調達コストの上昇を吸収するには不十分とみられたため、その後漸次条件が緩和され、本年4月の金利調整可能住宅抵当貸付の認可により住宅抵当貸付金利は大幅に自由化されることになった。

なお、これまでに導入された変動利付の住宅抵当貸付の概要は次のとおり。

変動金利制住宅抵当貸付(variable-rate mortgage、79年7月認可)

① 金利変更は年1回、上下各0.5%の範囲内。

② 全貸付期間中に認められる金利上り幅は累計2.5%まで(累計下り幅は無制限)。

金利変更条件付住宅抵当貸付(renegotiable-rate mortgage、80年4月認可)

① 金利変更は3~5年毎、年間上下各0.5%の範囲内。

② 全貸付期間中に認められる金利変幅は、累計5%以内。

金利調整可能住宅抵当貸付(adjustable-rate mortgage、81年4月認可)

① 金利変更は月1回、金利変幅は無制限。

② 金利は、債務者が容易に確認でき、かつ貸手の金融機関が操作できない金利指標(TB入札レート等)に連動する。

(注20) 連邦準備制度理事会は本年8月、預金流出、収益悪化に直面している金融機関(とくに貯蓄金融機関)に対する拡張的貸出(extended credit)を認める旨発表した。

(注21) 本年8月に認められた新種貯蓄証書の概要は次のとおり。

発行機関——商業銀行、貯蓄金融機関

発行期間——81年10月1日より82年12月31日まで

満期——1年

最低額面——500ドル

金利——1年ものTBレートの7割を付利

税制上の優遇——貯蓄証書より生じた利子所得について1人1,000ドルまで免税(夫婦合算課税の場合は2,000ドルまで免税)

依然消極的な考え方方が強いとみられる。

従って監督当局では、経営悪化の著しい貯蓄金融機関については合併の促進によって対処する公算が強いとみられ、すでにそうした動きを示し始めている。

すなわち、連邦住宅貸付銀行理事会は本年3月、経営破綻に陥った貯蓄貸付組合の倒産防止を目的とするものでありかつ他州所在の貯蓄貸付組合との合併が必要と判断した場合には、従来事実上禁止していた貯蓄貸付組合の州際合併を認める旨発表した。また連邦準備制度理事会でも「商業銀行による経営危機の貯蓄貸付組合の吸収・合併も認めるべきである」(シュルツ副議長)として、異種金融機関間の合併に対し前向きの姿勢を示している。

おわりに

80年代の米国金融界においては預本金利規制の撤廃、州際銀行業務規制の緩和、証券業界による銀行関連業務進出を軸に一段と競争が強まるとともに、金融業界のかなり大規模な再編成が進むとの見方が一般的である。

米国におけるインフレの加速は債務者利潤の発生、金融資産の目減り、貯蓄率の低下を招くとともに、新種金融資産を続出させ、貯蓄金融機関の経営を急速に悪化させた。こうした動きは、低位に固定化されていた預本金利規制のはらむ問題点を表面化させ、各種規制の見直しのテンポを早める誘因となった。その意味で米国の場合、インフレの加速が預本金利をはじめとする各種規制の緩和、撤廃を促進し、金融界における競争条件を大きく変化させたことは事実であった。

しかし、こうしたインフレの加速がなかったとしても、1930年代以来の金融制度、金融規制の見直し自体は早晚不可避であったとみられる。もともと米国の金融制度は、広大な地域、開拓時以来

の伝統等を背景に分散化が著しく、その非効率性についての批判は同国内においても根強く存在していた。また米国においては、かなり以前から金利形成の自由な債券、短期金融市場が存在しており、これが規制金利市場との資金交流や MMMF 等による媒介を通じて、金利規制自体に影響を及ぼすようになったのは当然の成行きであった。家計・企業の金融資産保有の多様化、金利選好の高まりは、そのニーズに応じた新しい各種金融資産の創出を促し、通信、コンピュータ処理技術の発達が、新しい金融資産の創出を次々と可能ならしめた。このことは、反面、商業銀行・貯蓄金融機関にとって収益環境の全体としての悪化と金融機関相互間の経営格差の拡大をもたらし、また資産、負債両面における金利変動リスクや期間構成の管理について難しい課題を投げかけることとなつたが、金融機関はこうした潮流を必然の方向として受け止め、さまざまな形で事態に対応すべく努力を続けている。

以上のような状況と併行して、監督当局、金融政策当局もしだいに規制緩和、競争促進の前向きの姿勢を強めてきた。米国における70年代以降の各種金融制度改革論議、「80年金融制度改革法」の成立過程およびその後の論議では、金融機関の健全性と競争条件の整備をいかにバランスさせるかにつき種々の議論が展開されてきた。諸規制の撤廃が特にインフレの高進という状況の中で進められているため、貯蓄金融機関や商業銀行の一部に厳しい経営面の問題を生じていることは事実であるが、議会、監督当局としては移行の速度や預金者等への影響に十分配慮しつつも、基本的には米国経済効率化の見地から競争条件を整備する方向をより明確に打出してきたようにうかがわれる。

金融政策運営面についてみると、新種預金の急増によりマネーサプライの動きにつき正確な把握

が困難となるなど、部分的に調節上の問題が生じていることは否めない。しかし、最近のような新種預金等の盛行のなかには、自由金利市場と規制金利市場が併存してきた中でインフレが加速した結果生じた過渡的な現象とみられる面も多く、長い目でみれば、預金金利規制の撤廃とインフレの収束が進むにつれて新しいいくつかの範疇に収斂していくものとみることもできよう。金融政策当局としても、預金金利規制や各種競争制限的な制度を撤廃し金利機能を自由に發揮させた方が、結局はマネーサプライの適切なコントロール、ひいてはインフレ抑制を目的とする金融政策の有効性

を高め、国民経済の安定に役立つとの考え方方に立ってこうした動きに対処しているように見受けられる。

米国の金融機関をめぐるこのような変化は、もとより同国独自の伝統的な制度やインフレの加速を背景とした面も多い。ことに、預金金利自由化がインフレ加速により促進されたことが同国に難しい問題を投げかけているように思われる。しかし、いずれにせよ、こうした米国の金融機関をめぐる環境変化はわが国にとって示唆に富むところも少なくなく、その過程や将来の展開については注目する要があろう。

(付表1)

新種商品の概要

1. 新種の決済性勘定

名称	略称	導入の経緯	商品の概要
譲渡可能払戻指図書 (negotiable order of withdrawal)	NOW 勘定	72/6 マサチューセッツ州の 相互貯蓄銀行が導入。 80/12 金融制度改革法(80/3 成立)に基づき全米の預 金取扱金融機関に認可。	小切手の振出しが可能な貯蓄預金。ただし、個人および非営利団体に限定。
遠隔サービス施設 (remote service units)		74/1 貯蓄貸付組合に認可。	小売店等の店頭に設置した端末機(point-of-sale terminal)を通じて預貯金等の引出し、振替を可能にしたもの。
出資金払戻指図書 (share drafts)	シェア ・ドラ フト	74/8 信用組合に認可。	組合員の出資金(利付)について、小切手類似のドラフト(振替指図書)を振出すことにより決済に利用できるようにしたもの。
電話振替制度 (telephone transfer)		75/4 F R B 加盟商業銀行に 認可。	預金者が、必要に応じて、電話で資金を貯蓄預金から要求払預金へ振替えることができる制度。
自動振替制度 (automatic transfer system)	ATS	78/11 商業銀行、相互貯蓄銀 行に認可。	事前の包括取決めに基づき、必要に応じて自動的に資金を貯蓄預金から要求払預金へ振替えることができる制度。

2. 証券会社の新種商品

名称	略称	導入の経緯	商品の概要
短期金融資産 投資信託 (money market mutual fund)	MMMF	71年に創設、74年ごろから一般化。	投資信託会社が投資信託の形で顧客の小口資金を吸収し、高利回りの大口CD、CP、BA、TB等短期金融市場資産に運用する。 投資単位は小口(500~1,000ドル程度)で換金自由、期間は無制限。実績配当方式(毎月のファンド運用利回りを日割ベースで元本に付加)。また、提携銀行(顧客は要求払預金口座を開設)の小切手振出し(1件500ドル以上)が可能。
現金管理勘定 (cash management account)	CMA	77/6 メリルリンチ社がバン ク・ワン・オブ・コロン バス(オハイオ州所在)と 提携して開発。	顧客は証券会社に証券預り口座を開設(2万ドル以上の現金、有価証券を預託)。MMMF(口座の資金は自動的にMMMFに運用)に、決済機能(提携銀行に開設される要求払預金口座を見合いに小切手振出し、クレジットカードの使用が可能)、一定の融資機能(証券預り口座の証券を担保とする貸付)、財務相談サービス等を組み合わせたもの。

3. 商業銀行・貯蓄金融機関の新種商品

名称	略称	導入の経緯	商品の概要
6か月ものTB 金利基準定期預金 (6-month money market certificate)	MMC	78/6 商業銀行、貯蓄金融機 関で導入。	「毎月曜日に発表される6か月ものTB入札レート」 で付利した6か月もの定期預金(金利は毎週火曜日 に変更。ただし、発行時の金利は満期まで固定され る)この点、日々金利が変更されるMMMFと異なる

名 称	略 称	導 入 の 経 緯	商 品 の 概 要
			る>)。 単利方式。最低額面1万ドル。譲渡性なし。
2年半もの財務省証券金利基準定期預金 (small saver's certificate)	S S C	80/1 商業銀行、貯蓄金融機関で導入(同時に79/7に導入された4年もの財務省証券金利基準定期預金を廃止)。	「残存期間2年半もの財務省証券平均利回り」で付利(商業銀行の場合はその0.25%引き)した2年半以上の定期預金(金利は隔週火曜日に変更。ただし、発行時の金利は満期まで固定される)。 複利方式。最低額面制限なし。譲渡性なし。

(付表2)

主要金融制度関連法の変遷

成立年月	法 律 名	主 な 内 容
1863. 2	国法銀行法	○国法銀行制度成立。
1913.12	連邦準備法	○連邦準備制度の創設。全米を12地区に分け各地区に連邦準備銀行を、最高意思決定機関として連邦準備局(Federal Reserve Board)を設置。
1919.12	エッジ法	○国際金融業務のみに携わるエッジ・アクト法人(Edge Act Corporation)を銀行の子会社として設立することを認める。これにより事実上州を越える銀行活動が可能となる(エッジ・アクト法人自身の州外支店は認められず)。
1927. 2	マクファデン法	○国法銀行法、連邦準備法を改正した法律。州法で認められている場合に限り、国法銀行に対しても本店所在の市・町に支店設置を許可。
1933. 6	1933年銀行法(グラス・スティーガル法)	○①州内の支店設置許可、②銀行業務と証券業務の分離、③要求払預金の付利禁止、定期預金の上限金利規制権限をF R Bに付与、④連邦預金保険公社(FDIC)設立、⑤連邦公開市場委員会(Federal Open Market Committee)創設。
1933. 6	1933年住宅保有者貸付法	○連邦免許貯蓄貸付組合の導入。
1935. 8	1935年銀行法	○①連邦預金保険制度の恒久化、②F R B非加盟・F D I C加入銀行に預金金利上限規制を適用、③連邦準備局を連邦準備制度理事会(Board of Governors of the Federal Reserve System)に改組。
1956. 5	銀行持株会社法	○①複数銀行持株会社(2行以上の銀行の株式を直接または間接に25%以上所有している会社)をF R Bの規制・監督下に置く、②本拠州外の州の銀行取得は、当該銀行所在州の州法が明示的に認めている場合を除き禁止(タグラス修正条項)、③非銀行業務への進出禁止(出資比率5%未満は不問)。
1966. 9	預金金利規制法	○貯蓄金融機関に対し預金金利上限規制を適用。
1970.12	銀行持株会社法修正法	○単一銀行持株会社も銀行持株会社法の適用対象とする。また、銀行持株会社の業務範囲を銀行付随業務に限定。
1978. 9	1978年国際銀行法	○①外銀の本拠州以外への支店設置は、当該進出州で認められ、エッジ・アクト法人に認められた預金のみを受入れることが条件(なお、79年6月のレギュレーションKの改正で、エッジ・アクト法人はF R Bによる事前承認を条件に州外支店設置が認められる)、②親銀行の世界全体での総資産が10億ドルを超える外銀支店、エージェンシーに対する準備率適用、③外銀支店のFDIC加入義務、④外銀の証券業務等非銀行業務禁止、⑤連邦免許の外銀支店、エージェンシーの設置認可。
1978.11	金融機関監督・預金金利規制法	○①連邦金融機関監督当局(FRB、FDIC、FHLBB、通貨監督官等)の権限拡大、②連邦免許の相互貯蓄銀行認可、③連邦信用組合機構中央流動性基金創設、④NOW勘定開設地域の拡大。
1980. 3	金融制度改革法	○①預金金利規制の段階的撤廃、②準備率を全ての預金取扱金融機関に対し一律適用、③貯蓄金融機関の業務範囲拡大、④NOW勘定を全ての預金取扱金融機関に認可。

(付表3)

米国の金融制度改革法(Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980、3月31日制定)と関連規制の概要(81年8月現在)

項目	概要	備考																																										
1. 預金利規制の廃止	<p>(81年6月25日、DIDC(注1)がレギュレーションQの撤廃スケジュールを決定)</p> <p>○ 1980年金融制度改革法では、86年3月末までに預金の上限金利を段階的に引上げ最終的には預金利を市場実勢にさや寄せするとされていたが、これを繰上げ85年8月までに段階的に撤廃する旨決定。</p> <p>規制廃止委員会が決定した具体的な手順(実施時期、撤廃内容等)は以下のとおり(ただし、このスケジュールが適當かどうかは同委員会が引き続き検討、必要があれば見直しの可能性もあり)。</p> <p style="text-align: center;"><預金利規制廃止スケジュール></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施日 期間</th><th style="text-align: center;">1981年 8月1日</th><th style="text-align: center;">82年 8月1日</th><th style="text-align: center;">83年 8月1日</th><th style="text-align: center;">84年 8月1日</th><th style="text-align: center;">85年 8月1日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td><td></td><td></td><td></td><td>対応する T B金利 を上限**</td><td>撤廃</td></tr> <tr> <td>1年以上～ 2年未満</td><td></td><td></td><td>1年もの T B金利 を上限**</td><td>撤廃</td><td></td></tr> <tr> <td>2年以上～ 2年半未満</td><td></td><td>2年もの 財務省証券金利 を上限*</td><td>撤廃</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2年半以上～ 3年未満</td><td>2年半もの 財務省証券金利 を上限*</td><td></td><td>撤廃</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3年以上～ 4年未満</td><td></td><td>撤廃</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4年以上</td><td>撤廃</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>* 貯蓄金融機関は財務省証券金利を上限、商業銀行はその0.25%引きを上限とする。 ** 商業銀行と貯蓄金融機関の間の金利格差を撤廃。</p> <p>○ なお、同委員会は同時に、81年8月1日以降、2年半もの財務省証券金利基準定期預金(略称SSC)の上限金利(商業銀行11.75%、貯蓄金融機関12.0%)を撤廃した。</p> <p>○ また、NOW勘定の上限金利は80年12月31日以降全ての預金取扱金融機関に対して5.25%と設定されている。なお、電話連絡や従前の取決めにより預金者の他の勘定や第三者に資金の移転が可能な勘定およびATM(automated teller machine)、遠隔サービス施設(remote service units)等で支払われる貯蓄預金の上限金利については、従来同様、商業銀行の場合5.25%、貯蓄金融機関の場合5.5%とする(ただし、同規制廃止委員会は81年9月末までにこれら預金の上限金利を引上げる旨声明)。</p>	実施日 期間	1981年 8月1日	82年 8月1日	83年 8月1日	84年 8月1日	85年 8月1日	1年未満				対応する T B金利 を上限**	撤廃	1年以上～ 2年未満			1年もの T B金利 を上限**	撤廃		2年以上～ 2年半未満		2年もの 財務省証券金利 を上限*	撤廃			2年半以上～ 3年未満	2年半もの 財務省証券金利 を上限*		撤廃			3年以上～ 4年未満		撤廃				4年以上	撤廃					<p>(注1) 預金取扱金融機関規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)の概要</p> <p>イ. メンバー</p> <p>財務長官、F R B議長、FDIC理事会議長、FHLB理事会議長、NCUA議長(以上投票権有り)および通貨監督官(投票権なし)。</p> <p>ロ. 会議開催</p> <p>少なくとも年4回は公開の場で開催しなければならない。</p> <p>ハ. 議会への報告</p> <p>上記メンバーは各々毎年議会に対し</p> <p>① 銀行と貯蓄金融機関の間の上限金利格差の撤廃がもたらす影響についての評価、</p> <p>② 貯蓄促進策についての提言、</p> <p>③ 金融機関の預金から短期金融市場資産等への資金流出(ディスインターミディエーション)の実情およびこれを防ぐ手立てに関する提言、</p> <p>などを報告する。</p>
実施日 期間	1981年 8月1日	82年 8月1日	83年 8月1日	84年 8月1日	85年 8月1日																																							
1年未満				対応する T B金利 を上限**	撤廃																																							
1年以上～ 2年未満			1年もの T B金利 を上限**	撤廃																																								
2年以上～ 2年半未満		2年もの 財務省証券金利 を上限*	撤廃																																									
2年半以上～ 3年未満	2年半もの 財務省証券金利 を上限*		撤廃																																									
3年以上～ 4年未満		撤廃																																										
4年以上	撤廃																																											
2. 支払準備制度の改正	<p>(80年8月15日、F R BがレギュレーションDの改訂を発表)</p> <p>○ 適用対象: 全ての預金取扱金融機関(注1)</p> <p>○ 所要準備率</p> <p>(イ) 決済性勘定(transaction account)(注2)</p>	<p>(注1) F R B加盟・非加盟を問わず、全ての外銀支店等を含む商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、信用組合が対象となる</p>																																										

項目	概要	備考
	<p>残高25百万ドルまで：3%</p> <p>同25百万ドル超の部分：8～14%（現行は12%）</p> <p>(口) 定期預金(個人分を除く)：0～9%（現行は満期4年未満のみ3%）</p> <p>(イ) ユーロドラーに対し準備率を賦課（現行は3%）</p> <p>(乙) その他準備対象負債(CP、BA等)については、満期14日未満の場合は決済性勘定として、また満期14日以上の場合は定期預金としてそれぞれの準備率が賦課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別準備率：F R Bが異常事態と判断した場合(7理事中、5名の賛成が必要)は、180日を限度(ただしさらに180日以内の延長可)として、上記規定(対象預金、準備率)を超えて特別準備率を賦課しうる。 ○ 追加準備率：F R Bが金融政策の遂行上必要と判断した場合(5名以上の理事の賛成が必要)は、決済性勘定を対象に4%までの追加準備率(Supplemental Reserves)を賦課しうる。ただし同準備金は各連銀の特別勘定(Earnings Participation Account)に預入され、これに対しF R Bは自らの証券運用利回りの範囲内で金利を支払う(四半期ごと)。 ○ 準備適格資産 手持現金、連邦準備銀行への直接的な預け金。ただし非加盟銀行については、連銀に準備金を積立てている他の金融機関を経由する間接的な預け金も適格資産と認める。 ○ 実施時期：80年11月以降 ただし、経過期間を設け2～8年間で段階的に行う。外銀の経過期間は2年と非加盟国内金融機関(同8年)に比べかなり厳しい。 ○ 準備預金額算出方法の変更 ある週の準備預金積立所要額の算出に際し、従来の2週間前の預金を基準とする方式から、当該週の預金を基準とする同時準備計算方式(Contemporaneous Reserve Accounting)を検討し、実施可能と判断される場合には81年9月1日までに同方式に転換する。 	<p>る(従来はFRB加盟銀行のみ)。なおFRBへの加盟義務はなし。</p> <p>(注2) 準備対象の決済性勘定には要求預金、NOW勘定、ATM、シェア・ドラフトのほか、小切手、手形等により第三者向け支払いが認められている勘定、電話連絡や従前の取決めにより預金者の他の勘定や第三者に資金の移転が可能な勘定、さらにATMや遠隔サービス施設により第三者向け支払いを行うことが認められている勘定が含まれる。</p>
3. 連銀貸出の拡大等	<p>(1) 連銀貸出の拡大(80年8月11日、F R BがレギュレーションAの改訂を発表)</p> <p>○ 貸出対象 加盟銀行のほか、準備の対象となる決済性勘定あるいは非個人定期預金を保有する預金取扱金融機関に対し、加盟銀行と同様、連銀貸出を利用しうる特権(privilege)を付与する。 ただし、F R Bの貸出窓口利用に先立って他に利用可能な資金調達源(例えば連邦住宅貸付銀行、全国信用組合機構の中央流動性基金等)を有する金融機関はこれらの機関からの借入れができない場合のみに限定。</p> <p>○ 貸出の種類 イ. 短期的調整のための貸出(Short-term Adjustment Credit) 一時的な資金不足を穴埋めするための貸出。公定歩合と市中金利の乖離を利用して利益を上げることは許されず、</p>	

項目	概要	備考
	<p>また融資拡張や投資増大への利用は認められない。なお、FRBはsurchargeを賦課することができる。</p> <p>ロ. 拡張的貸出(Extended Credit)</p> <p>(イ) 季節貸出(Seasonal Credit)</p> <p>当該預金取扱金融機関の季節的資金需要が前年の総預金額を一定の比率以上超える部分についてのみ認められる。なお、FRBはsurchargeを賦課することができる。</p> <p>(ロ) その他の拡張的貸出(Other Extended Credit)</p> <p>持続的な預金取崩しや貸出回収状況の突然の悪化、さらにディスインターミディエーションのような金融市場の状況悪化等特殊の状況においてのみ認められる。</p> <p>ハ. 預金取扱金融機関以外向け緊急貸出(Emergency Credit for Others)</p> <p>経済全体のために貸出を行う必要があると連銀が判断した場合には、理事会と協議の上で預金取扱金融機関以外の個人、組合、企業に対し貸出できる。</p> <p>○ 実施時期</p> <p>新レギュレーションAの適用は80年9月1日。</p> <p>(2) サービス手数料の徴収(80年12月31日、FRBがその細目を発表)</p> <p>○ 連銀が金融機関に提供している手形決済、資金付替等のサービスに対しては今後手数料を徴収する。</p> <p>(3) 報告書の徴求</p> <p>○ FRBは定期的に全預金取扱金融機関から直接または他の金融監督機関を通じて間接的に資産、負債に関する報告書を徴求しうる。</p>	
4. 利付小切手勘定の取扱い許可等	<p>(1) 次の各金融機関の個人向け利付小切手勘定(注)(consumer checking account、商業銀行、相互貯蓄銀行のATM、貯蓄貸付組合の遠隔サービス施設、信用組合のシェア・ドラフト)の取扱いを認める(80年3月31日以降実施)。</p> <p>(2) NOW勘定の全国への拡大(80年12月31日以降実施)</p> <p>個人、慈善団体等非営利団体向けNOW勘定の取扱いを全ての預金取扱金融機関に認める。</p> <p>(3) 預金保険の限度額引上げ(80年4月1日以降実施)</p> <p>連邦預金保険公社等による預金保険限度額を従来の1件4万ドルから同10万ドルに引上げる。</p> <p>(4) 連邦免許信用組合の貸出金利上限引上げ</p> <p>連邦免許信用組合の貸出金利上限を15%とする(従来は12%)。</p> <p>また全国信用組合機構に対し必要な際には、18か月を限度としてこれを上回る上限金利を設定しうる権限を付与。</p>	<p>(注) これらの勘定は、すでに各監督当局の裁量によってかなり以前から取扱いが認められていたが、79年4月連邦控訴院が「これらは33年銀行法の要求払預金に対する付利禁止規定に違反するもの」との判決を下し、これを受けた79年12月「これら勘定の取扱いを80年3月末まで暫定的に認めること」旨の内容を盛込んだ法律が制定された経緯がある。</p>
5. 貯蓄金融機関の業務範囲拡大等	<p>(1) 連邦免許貯蓄貸付組合</p> <p>イ. クレジットカードの発行を認める(80年7月、FHLBBレギュレーションを発表、同月実施)。</p> <p>ロ. 消費者ローンの供与(注1)、CP、社債(注2)への投資を認める(ただし総資産の20%まで。80年11月、FHLBBレギュレーションを発表、同月実施)。</p>	<p>(注1) 従来は家屋修繕、教育資金等に限定して認可。</p> <p>(注2) ただし保有社債の平均残存期間は6年を超えてはならない。</p>

項目	概要	備考
	<p>ュレーション発表、同月実施)。</p> <p>ハ. 不動産貸付に関し、貸出先の地域制限を廃止するとともに、貸出限度額を従来の不動産価格の80%から90%に引き上げ、1件当たり金額制限を撤廃する(80年11月、FHLBB レギュレーション発表、同月実施)。</p> <p>ニ. 信託業務(受託、管理、運用)を認める(80年11月、FHLBB レギュレーション発表、81年1月実施)。</p> <p>ホ. 教育ローンの供与を認める(ただし総資産の5%まで)。</p> <p>(2) 連邦免許相互貯蓄銀行</p> <p>イ. 商工業等向け貸出を認める(ただし、総資産の5%まで)。</p> <p>ロ. 貸出先からの要求払預金の受け入れを認める。</p> <p>(3) 貯蓄金融機関の助成策の検討</p>	
6. 州の貸付金利上限規制(usury law)の適用停止(注1)	<p>(1) 住宅抵当貸付については、州法の上限金利に関する制限の適用停止(ただし、3年内に州が新たな法律により制限を設定すればその規制を認める)。</p> <p>(2) 1件25千ドル以上の企業、農業向け貸付については、向う3か年間州法の上限金利規制の適用を停止し、これに代えて「公定歩合プラス5%(注2)」までの金利徴求を認める。</p> <p>(3) その他の貸付については、州法の上限金利規制の適用を停止し、「公定歩合プラス1%」までの金利徴求を認める。ただし、(2)、(3)については州が新たな法律により制限を設定すれば、その規制を認める。</p>	<p>(注1) なお、ニューヨーク州議会は80年11月22日、クレジットカードおよび大部分の消費者ローンに対する州法の貸出金利上限を撤廃すること等を内容とする法案を可決。</p> <p>(注2) 公定歩合の高率適用が行われている場合はそのsurcharge分を上乗せする。</p>